

# 平成19年度社会保険事業の概況

平成21年3月

社会保険庁

# 平成19年度社会保険事業の概況

## I. 社会保険事業の給付の規模

○ 社会保険庁は、国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険及び船員保険の事業を行っており、平成19年度の給付の規模は45兆3千億円となっている。

表1 社会保険事業の給付の年次推移

(単位：億円、%)

	年 度	年 金	医 療	合 計
金 額	平成15年度	370,927	38,222	409,149
	16	379,541	39,151	418,692
	17	391,753	40,321	432,074
	18	401,198	40,867	442,065
	19	409,959	42,658	452,618
増 加 率	平成15年度	3.4	△ 6.6	2.4
	16	2.3	2.4	2.3
	17	3.2	3.0	3.2
	18	2.4	1.4	2.3
	19	2.2	4.4	2.4
国民所得比	平成15年度	10.1	1.0	11.1
	16	10.5	1.1	11.6
	17	10.7	1.1	11.8
	18	10.7	1.1	11.8
	19	10.9	1.1	12.1

- 注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金（福祉年金を含む。）の受給者年金総額（基金代行分を含む。各年度末現在）であり、新法船員保険の職務上を除く。また、特別障害給付金は年金に含まない。（以下同じ。）
2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費（各年度）である。
3. 社会保険庁が行っている給付としては、上記年金・医療のほか厚生年金保険及び国民年金の一時金等があり、その給付総額は276億円（平成19年度）である。
4. 平成19年度の国民所得は、374兆7,682億円である。
5. 年度は4月から3月である。以下の表についても同じ。

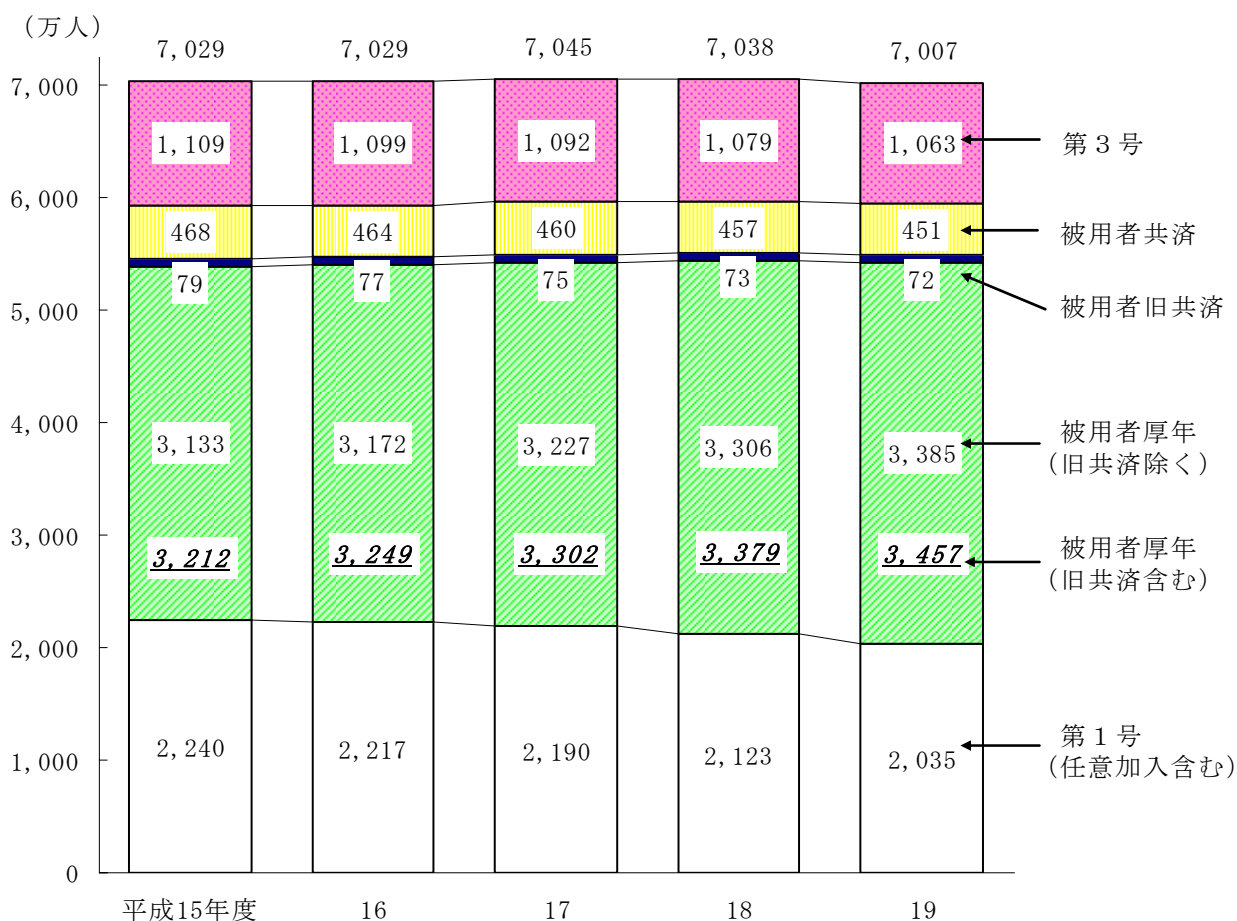
## Ⅱ. 公的年金制度の概況

### (1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成19年度末現在で7,007万人となっており、前年度末に比べ32万人(0.5%)減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、平成19年度末現在で2,035万人となっており、前年度末に比べ88万人(4.1%)減少している。
- 被用者年金被保険者数(厚生年金保険及び共済組合の加入者数)は、平成19年度末現在で3,908万人(うち厚生年金保険3,457万人、共済組合451万人)となっており、前年度末に比べ72万人(1.9%)増加している。
- 第3号被保険者数は、平成19年度末現在で1,063万人となっており、前年度末に比べ16万人(1.5%)減少している。

注 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移(年度末現在)



注1. 「旧共済」とは、平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧公共企業体の三共済(日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合)及び平成14年4月に統合された旧農林共済(農林漁業団体職員共済組合)をいう。

2. 共済組合の数値については、速報値である。

○ 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,588万人となっており、前年度末に比べ5万人(0.1%)減少している。また、女子は3,418万人となっており、前年度末に比べ27万人(0.8%)減少している。

表2 男女別 公的年金加入者数

(年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	7,007	2,035	3,457	451	1,063
男子	3,588	1,029	2,254	295	10
女子	3,418	1,006	1,203	156	1,053

注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

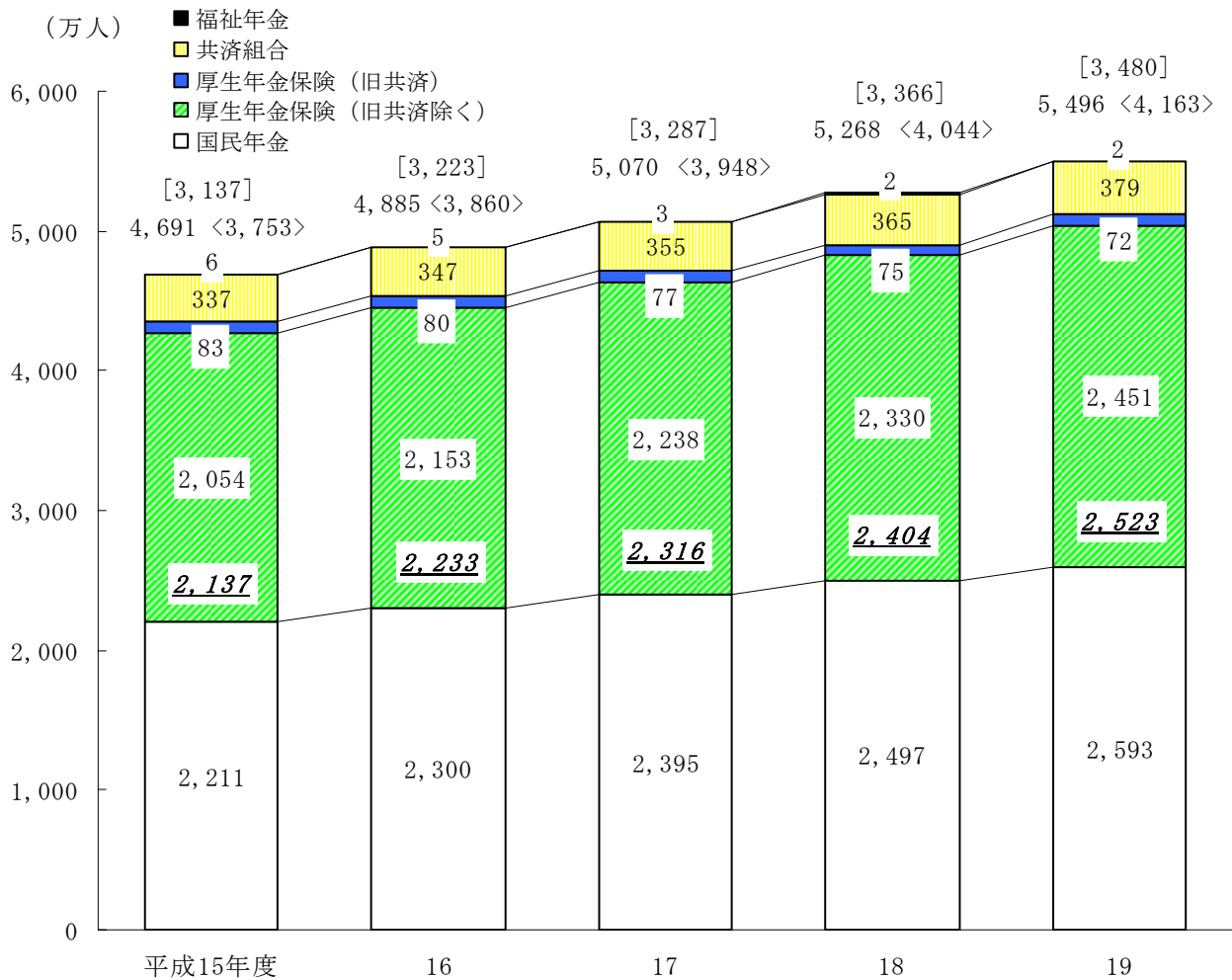
2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

3. 共済組合の数値については、速報値である。

## (2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成19年度末現在で5,496万人となっており、前年度末に比べ228万人（4.3%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,480万人（福祉年金受給権者を含む。）であり、前年度末に比べ113万人（3.4%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険の下線数字は、旧共済を含んだ受給者数である。

4. 新法船員保険の職務上を除く。

5. 共済組合の数値については、受給権者数であり、速報値である。

- 公的年金受給者の年金総額は逐年増加しており、平成19年度末現在では47兆7千億円と、前年度末に比べ9千億円（2.0%）増加している。

表3 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	国民年金	厚生年金保険		共済組合	福祉年金
				旧共済		
平成15年度	436,177	136,701	233,971	13,492	65,251	254
16	444,858	143,156	236,195	12,824	65,317	190
17	457,648	150,681	240,934	12,190	65,895	138
18	467,505	158,168	242,932	11,528	66,307	98
19	476,670	165,637	244,254	10,971	66,711	69

注1. 新法船員保険の職務上を除く。

2. 共済組合の数値については、受給権者の年金総額（職域加算部分を含む。）であり、速報値である。

### Ⅲ. 国民年金

#### (1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成19年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は2,035万人となっており、前年度末に比べて88万人（4.1%）減少している。男女別にみると、男子は1,029万人（対前年度末比40万人、3.8%減）、女子は1,006万人（対前年度末比47万人、4.5%減）となっている。
- 平成19年度末現在の第3号被保険者数は1,063万人となっており、前年度末に比べて16万人（1.5%）減少している。男女別にみると、男子は10万人（対前年度末比0.1万人、1.5%増）、女子は1,053万人（対前年度末比16万人、1.5%減）となっている。

表4 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者							第3号被保険者		
	総数			任意加入被保険者				総数		
				60歳未満	60～64歳	65歳以上				
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成15年度	2,240	1,122	1,118	32	4	27	1	1,109	8	1,101
16	2,217	1,113	1,104	34	5	28	1	1,099	9	1,091
17	2,190	1,101	1,089	33	5	27	1	1,092	10	1,083
18	2,123	1,070	1,053	32	5	26	1	1,079	10	1,069
19	2,035	1,029	1,006	34	5	28	1	1,063	10	1,053

- 平成19年度末の保険料全額免除者数は517万人となっている。全額免除割合は25.8%と、前年度末に比べて0.6ポイント上昇している。  
平成19年度末の申請一部免除者数は54万人となっている。申請一部免除割合は2.7%と、前年度末に比べて0.0ポイント上昇している。

表5 国民年金保険料全額免除被保険者・一部免除被保険者数の推移

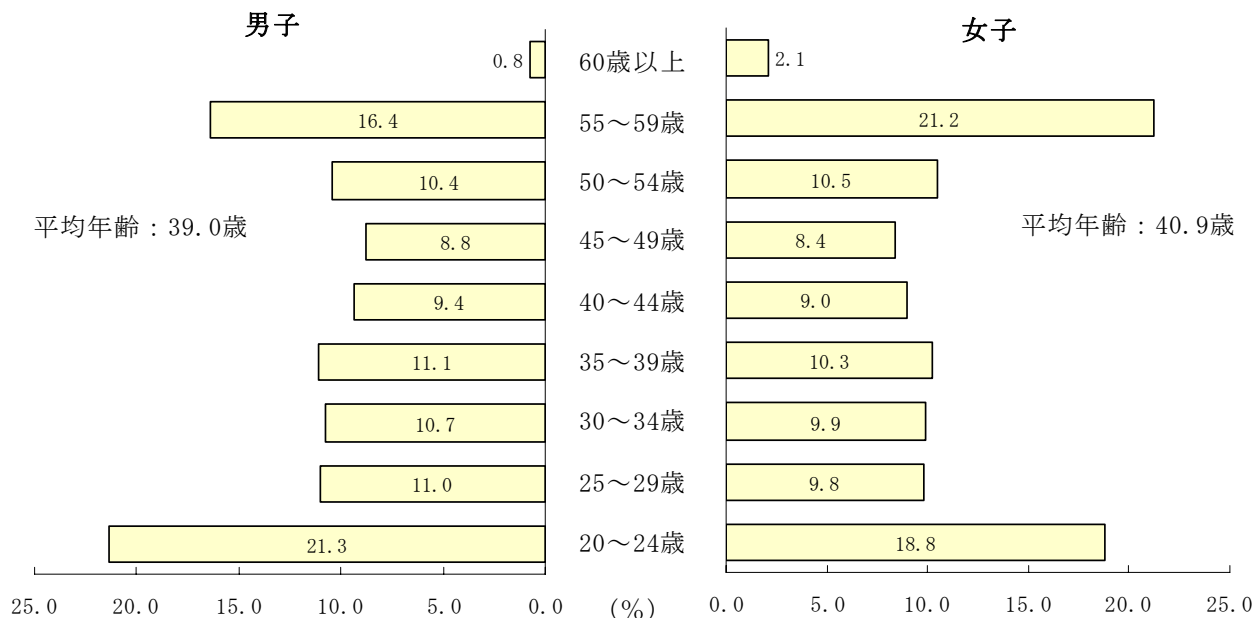
（年度末現在、単位：万人、%）

	全額免除者数（万人）						申請一部免除者数（万人）				
	合計		法定免除	申請免除（全額）	学生納付特例	若年者納付猶予	合計		3/4免除	半額免除	1/4免除
	人数	割合					人数	割合			
平成15年度	439	(19.9)	106	165	168	•	38	(1.7)	•	38	•
16	458	(21.0)	109	176	173	•	41	(1.9)	•	41	•
17	538	(24.9)	113	216	176	34	53	(2.5)	•	53	•
18	528	(25.3)	114	207	170	37	56	(2.7)	26	21	8
19	517	(25.8)	113	202	166	37	54	(2.7)	27	19	8

注 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合（%）である。

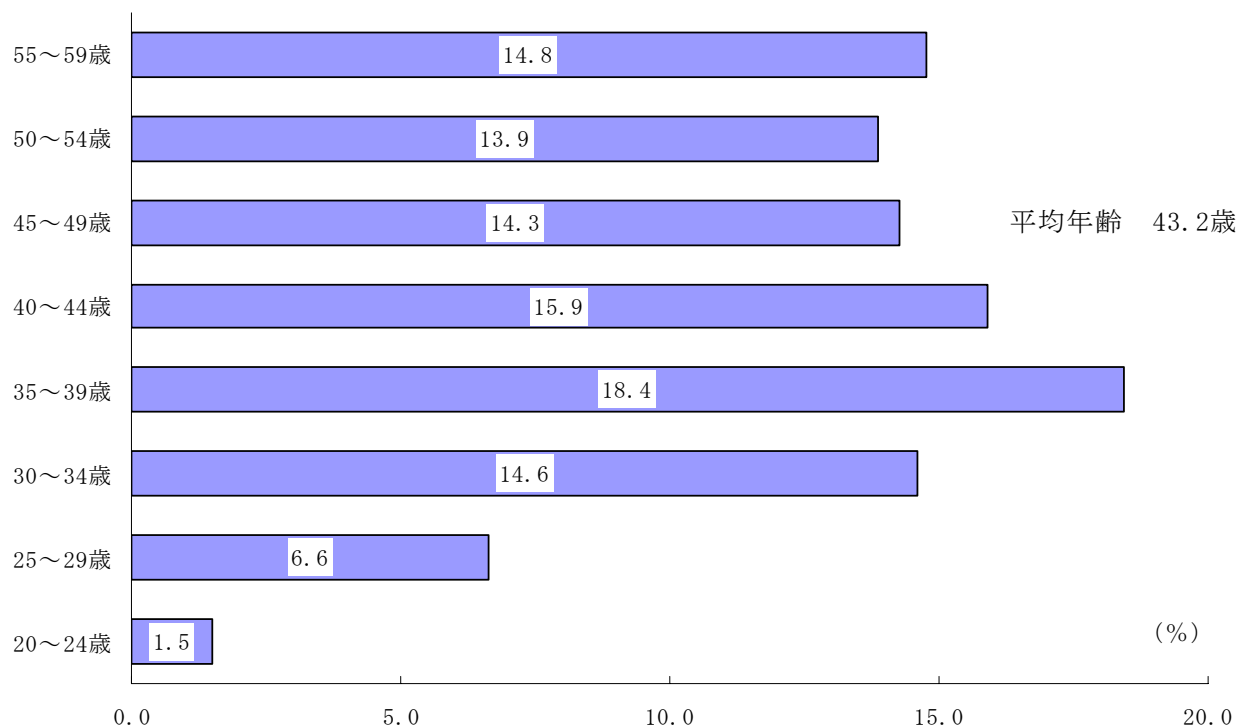
○ 平成19年度末現在の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）では、男子・女子ともに20～24歳及び55～59歳階級の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、35～39歳階級の割合が最も高い。

図3 国民年金第1号被保険者の年齢構成



注 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

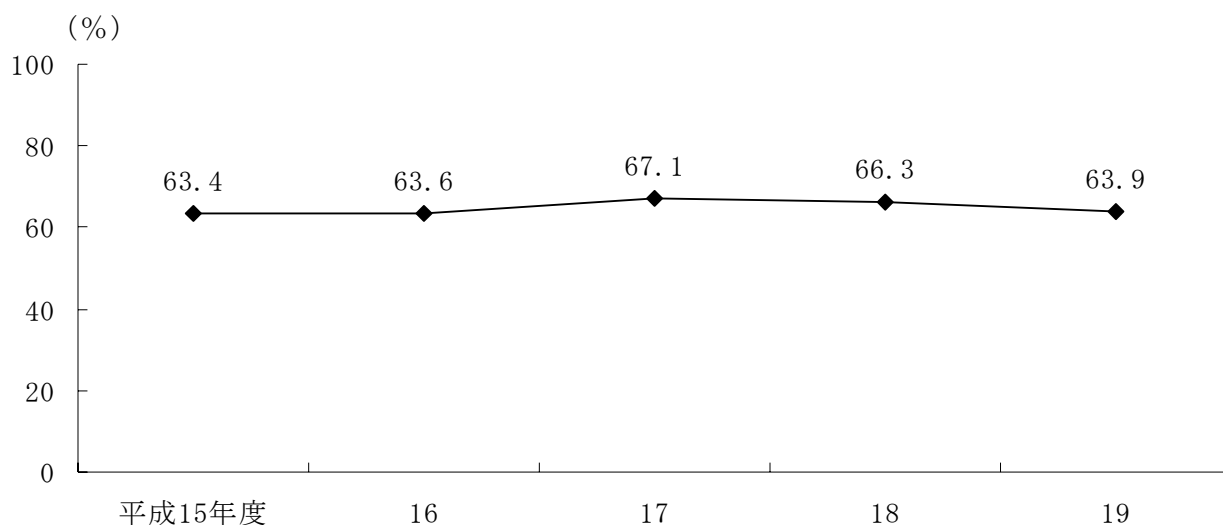
図4 国民年金第3号被保険者の年齢構成





- 平成19年度における納付率（当該年度分）は63.9%であり、前年度比2.3ポイントの低下となっている。

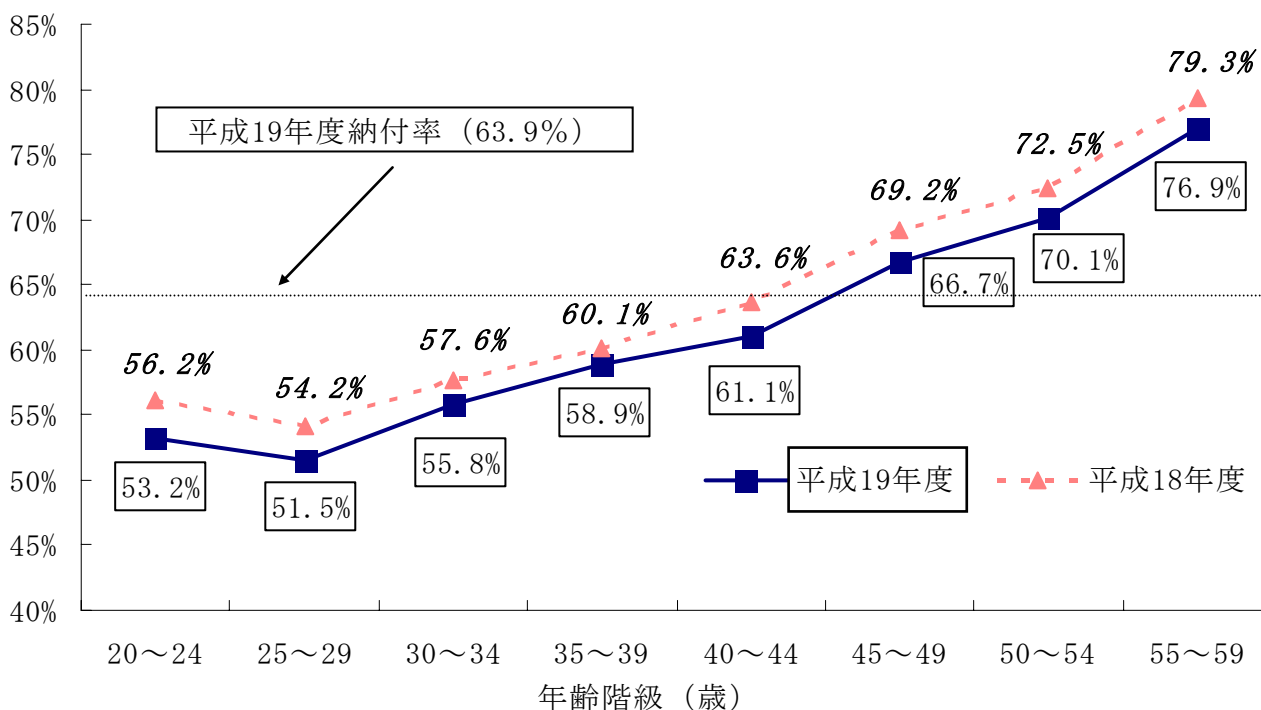
図5 国民年金納付率（当該年度分）の推移



注 納付率は、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない。）のうち、当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数の割合である。

- 年齢階級別（20歳～59歳）に平成19年度の納付率を平成18年度と比較すると、全ての年齢階級において納付率が低下している。

図6 国民年金納付率の年齢階級別状況



## (2) 給付状況

- 国民年金受給者数は年金制度の成熟を反映して着実に増加しており、平成19年度末は前年度末に比べ96万人(3.8%)増加し、2,593万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,174万人となっている。

注 「国民年金受給者」とは、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表6 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族
平成15年度	2,211 (1,211)	1,889 (912)	162 (162)	146 (131)	14 (6)
16	2,300 (1,204)	1,982 (910)	155 (155)	149 (133)	14 (6)
17	2,395 (1,195)	2,083 (908)	147 (147)	152 (135)	13 (6)
18	2,497 (1,187)	2,186 (903)	139 (139)	158 (140)	13 (5)
19	2,593 (1,174)	2,287 (895)	131 (131)	161 (142)	13 (5)

注 ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金の老齢年金の平均年金月額は逐年増加しており、平成19年度末現在で5万4千円となっている。基礎のみ・旧国年の受給者については4万8千円となっている。また、平成19年度新規裁定者は、4万9千円となっている。

表7 国民年金受給者の平均年金月額の推移

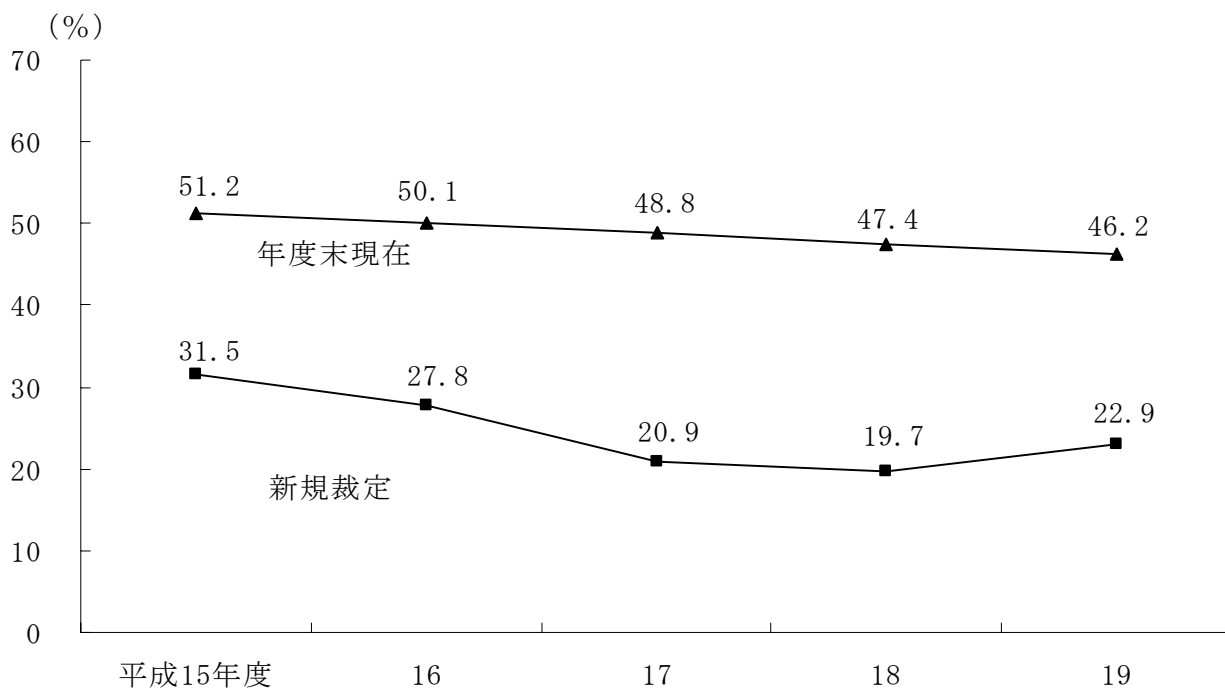
(年度末現在、単位：円)

	老 齢		通算老齢	障 害	遺 族
		新規裁定			
平成15年度	52,314 (46,246)	52,600 (52,962)	18,058 (18,058)	75,385 (75,573)	82,297 (69,862)
16	52,565 (46,638)	53,080 (53,591)	18,090 (18,090)	74,964 (75,152)	81,935 (69,335)
17	53,012 (47,210)	54,088 (54,731)	18,186 (18,186)	74,789 (74,979)	82,299 (69,904)
18	53,249 (47,587)	52,914 (53,796)	18,232 (18,232)	74,400 (74,618)	82,232 (69,866)
19	53,602 (48,057)	48,586 (53,156)	18,325 (18,325)	74,282 (74,509)	81,844 (69,210)

注 ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 老齢年金の繰上げ受給率は、平成19年度末現在では46.2%、平成19年度新規裁定者では22.9%となっている。

図7 国民年金老齢年金の繰上げ受給率の推移



注 繰上げ受給率は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象として算出している。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

### (3) 収支状況

- 平成19年度決算における国民年金の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆8千億円、実質的な支出が4兆3千億円となっており、その収支差引残は約5千億円の不足となっている。

表8 国民年金の実質的な収支状況

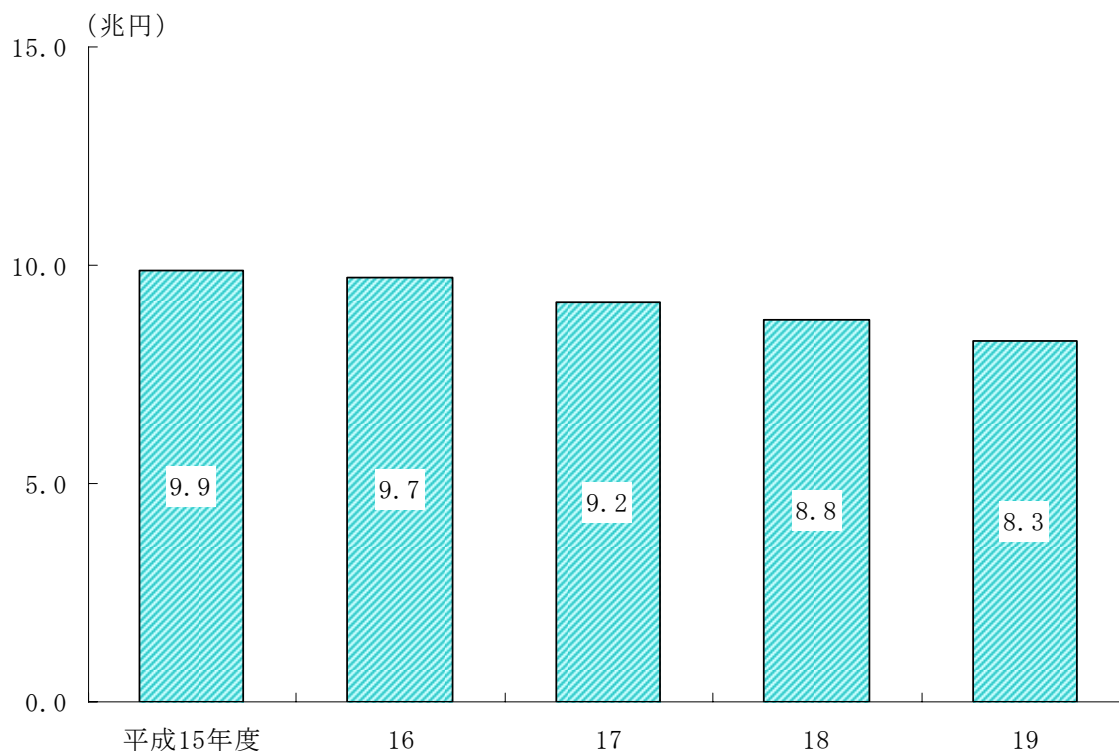
(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)		収支差引残
	保険料収入	国庫負担	運用収入			
平成15年度	19,627	14,963	1,523	36,639	△ 497	
16	19,354	15,219	1,044	37,253	△ 1,620	
17	19,480	17,020	758	43,350	△ 5,478	
18	19,038	17,971	607	43,082	△ 3,853	
19	18,582	18,436	334	43,435	△ 4,968	

注 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等を控除した額である。なお、平成17年度以降における収入合計は、さらに積立金からの受入を控除した額である。

○ 平成19年度末現在の国民年金の積立金は8兆3千億円（簿価ベース）となっている。

図8 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

2. 預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた時価ベースの積立金額は、平成15年度末約9.5兆円、平成16年度末約9.7兆円、平成17年度末約9.7兆円、平成18年度末約9.4兆円、平成19年度末約8.5兆円である。

（出所：「平成19年度 年金積立金運用報告書」）

3. 財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成15年度4.78%、平成16年度2.77%、平成17年度6.88%、平成18年度3.07%、平成19年度△3.38%である。

（出所：「平成19年度 年金積立金運用報告書」）

## IV. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

- 平成19年度末現在の適用事業所数は172万事業所であり、前年度末に比べて3万4千事業所（2.0%）増加している。
- 被保険者数は、平成19年度末現在で3,457万人となっており、前年度末に比べて78万人（2.3%）増加している。男女別にみると、男子は2,254万人（対前年度末比40万人、1.8%増）、女子は1,203万人（対前年度末比37万人、3.2%増）となっている。
- 標準報酬月額平均は31万2千円（うち男子35万7千円、女子22万9千円）であり、前年度末に比べて0.1%減少している。
- 標準賞与額の1回あたりの平均は、平成19年度で46万円（うち男子53万6千円、女子30万1千円）であり、前年度に比べて0.3%増加している。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成19年度末現在で12万9千人であり、前年度末に比べ1万8千人（15.8%）増加している。

表9 厚生年金保険の適用状況の推移

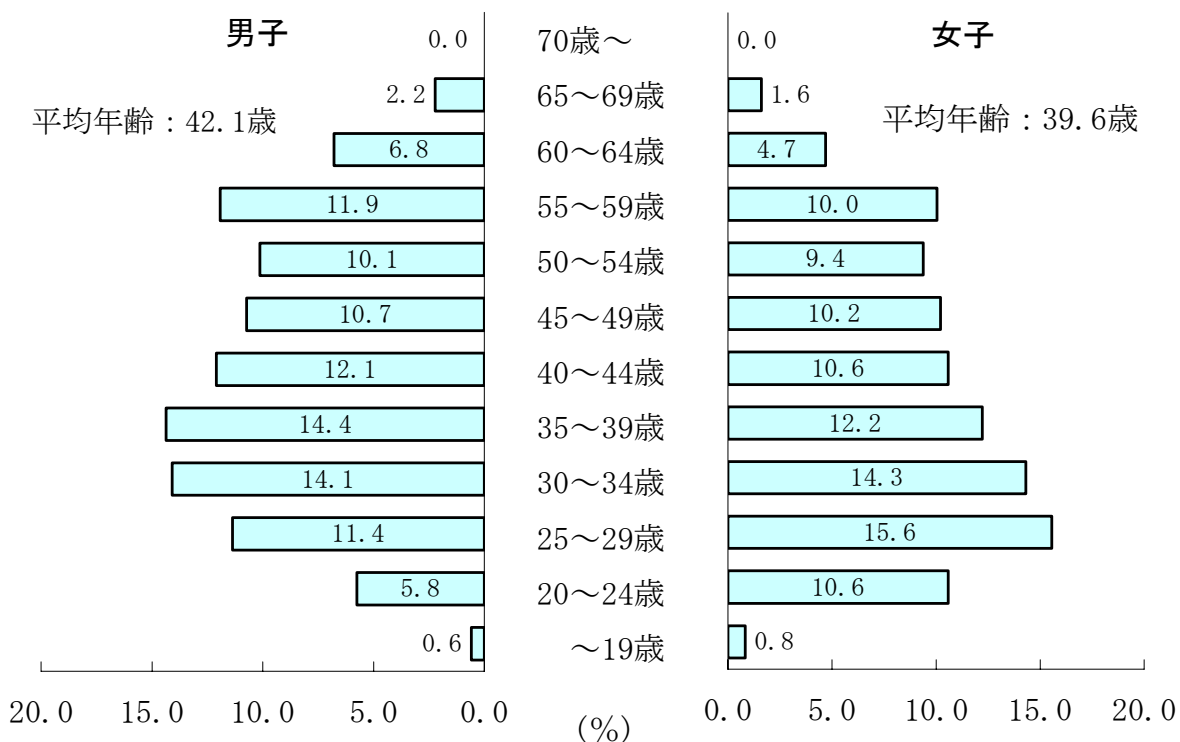
		事業所数 (万か所)	被保険者数 (万人)			(年度末現在) 育児休業 保険料免除者 (人)
			総数	男子	女子	
	平成15年度	162	3,212	2,137	1,075	71,955
	16	163	3,249	2,150	1,099	78,208
	17	165	3,302	2,174	1,128	96,941
	18	168	3,379	2,214	1,166	111,159
	19	172	3,457	2,254	1,203	128,676
伸び率 (%)	平成15年度	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.5	0.8	7.5
	16	0.5	1.2	0.6	2.2	8.7
	17	1.0	1.6	1.1	2.7	24.0
	18	2.0	2.3	1.8	3.3	14.7
	19	2.0	2.3	1.8	3.2	15.8

		(年度末現在) 標準報酬月額の平均 (円)			(年度累計) 標準賞与額1回あたりの平均 (円)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
	平成15年度	313,893	358,875	224,394	448,210	521,337	293,908
	16	313,679	358,607	225,663	447,714	521,699	291,887
	17	313,204	358,118	226,582	452,344	527,440	294,570
	18	312,703	357,549	227,439	458,369	534,397	298,763
	19	312,258	356,597	229,030	459,726	536,192	300,677
伸び率 (%)	平成15年度	△ 0.2	△ 0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	16	△ 0.1	△ 0.1	0.6	△ 0.1	0.1	△ 0.7
	17	△ 0.2	△ 0.1	0.4	1.0	1.1	0.9
	18	△ 0.2	△ 0.2	0.4	1.3	1.3	1.4
	19	△ 0.1	△ 0.3	0.7	0.3	0.3	0.6

注1. 事業所数には船舶所有者を含む。  
 2. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成19年度末現在の被保険者の年齢構成をみると、男子は35～39歳階級の割合が最も高く、女子は25～29歳階級の割合が最も高い。

図9 厚生年金保険被保険者の年齢構成



(2) 給付状況

- 平成19年度末における厚生年金保険の受給者数は、前年度末に比べ118万人（4.9%）増加し、2,523万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,172万人である。

表10 厚生年金保険受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢	通算老齢	障害	遺族給付
平成15年度	2,137	1,007	709	34	387
16	2,233	1,049	749	35	400
17	2,316	1,085	781	35	414
18	2,404	1,123	817	36	428
19	2,523	1,172	873	36	441

注1. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

注2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢」に、それ以外のは「通算老齢」に計上している。新法退職共済年金についても同様。以下の表についても同じ。

- 受給者の平均年金月額をみると、平成19年度末現在では老齢年金で16万1千円となっている。

表 11 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢	基礎		通算老齢	障 害	遺 族
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成15年度	171,365	174,663	100,869	56,399	106,188	90,334
16	167,529	172,501	98,286	56,401	106,024	89,998
17	167,172	171,688	97,212	57,297	106,150	89,845
18	165,211	170,853	83,521	57,277	105,475	89,276
19	161,059	168,930	83,758	56,860	105,595	89,129

- 注1. 遺族年金には、通算遺族年金を除く。  
 2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。  
 3. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられた。  
 4. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分を受給していない者）をいう。

- 平成19年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は88万人であり、前年度に比べ18万人（25.3%）増加している。また、そのうち被保険者期間20年以上の者は84万人であり、前年度に比べ18万人（26.7%）増加している。  
 ○ 平成19年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は8万8千円であり、うち被保険者期間20年以上の者の平均年金月額は8万9千円となっている。

表 12 厚生年金保険老齢年金受給権者の新規裁定状況

(単位：万人、円)

	総 数		被保険者期間20年以上	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
平成15年度	75.9	110,240	71.4	112,400
16	71.1	106,679	67.0	108,650
17	60.2	103,887	56.8	105,783
18	70.1	87,376	66.3	89,654
19	87.8	87,532	84.0	89,384

- 注1. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。  
 2. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられた。したがって、平成18年度以降の平均年金月額は、平成17年度以前のものとは単純に比較することはできない。

- 男子については、平成13年度に特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給年齢が60歳から61歳に引き上げられ、平成16年度に支給開始年齢が61歳から62歳と引き上げられ、平成19年度に支給開始年齢が62歳から63歳とさらに引き上げられた。この結果、平成15年度は60歳と61歳で、平成16年度から平成18年度は61歳と62歳で、平成19年度は62歳と63歳との間で違いが見られることとなり、平成19年度における男子の老齢年金受給権者の平均年金月額が62歳で10万9千円、63歳で18万5千円となっている。

表 13 厚生年金保険老齢年金受給権者（男子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成15年度	33.4	44.6	48.9	44.9	40.2	524.2
16	31.8	45.6	47.2	50.2	45.6	547.9
17	26.7	41.0	49.0	48.2	50.8	576.0
18	36.9	33.4	43.8	50.3	48.7	610.1
19	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成15年度	114,918	189,963	192,751	192,693	191,609	202,381
16	112,521	112,134	191,358	191,733	191,364	200,580
17	111,508	109,842	186,904	190,068	190,110	199,135
18	105,733	108,556	183,176	187,979	188,546	197,007
19	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817

注1. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 女子については、平成18年度に特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が60歳から61歳に引き上げられたことにより、平成19年度における女子の老齢年金受給権者の平均年金月額は60歳で4万4千円、61歳で9万5千円となっている。

表 14 厚生年金保険老齢年金受給権者（女子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成15年度	14.1	17.2	18.4	17.3	15.6	250.3
16	13.2	18.3	17.8	18.8	17.6	262.7
17	10.6	16.5	18.8	18.2	19.1	277.3
18	14.0	13.1	17.0	19.2	18.5	293.5
19	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成15年度	104,355	103,238	100,592	98,588	96,360	113,665
16	103,410	103,444	100,561	98,367	96,929	113,060
17	102,133	101,809	100,260	97,945	96,413	112,738
18	44,016	100,439	98,506	97,128	95,650	112,033
19	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888

注1. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。



- 平成 19 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は 224 万人となっており、前年度末に比べ 33 万 9 千人（17.9%）の増加となっている。

表15 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付の状況

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成15年度	161.1 (53.6) [25.0]	117.3 (39.4) [18.3]	43.7 (14.3) [6.7]	125.9 (52.1) [24.3]	89.4 (39.2) [18.2]	36.5 (12.9) [6.1]
16	169.7 (55.7) [35.5]	124.3 (40.5) [25.9]	45.4 (15.2) [9.6]	131.8 (54.1) [34.4]	93.4 (40.3) [25.7]	38.4 (13.7) [8.7]
17	174.6 (55.7) [47.4]	128.0 (40.5) [34.5]	46.5 (15.2) [12.9]	139.5 (54.1) [46.0]	99.7 (40.3) [34.3]	39.8 (13.7) [11.7]
18	189.9 (60.9)	139.2 (44.2)	50.7 (16.6)	150.1 (59.1)	107.2 (44.0)	42.8 (15.1)
19	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. ( ) 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く。）であり、[ ] 内の数値は、( ) 内のうち高在老方式による在職支給停止の適用対象者（昭和12年4月2日以降生まれの者。全額支給の者を含む。）である。平成18年度以降においては60歳台後半の老齢厚生年金受給権者及び受給者はすべて高在老方式による在職支給停止の適用対象者に該当するため、( ) のみ表示している。なお、平成19年度から70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

### (3) 収支状況

- 平成19年度決算における厚生年金保険の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が29兆9千億円、実質的な支出が33兆円となっており、収支差引残は3兆円の不足となっている。

表16 厚生年金保険の実質的な収支状況

(単位：億円)

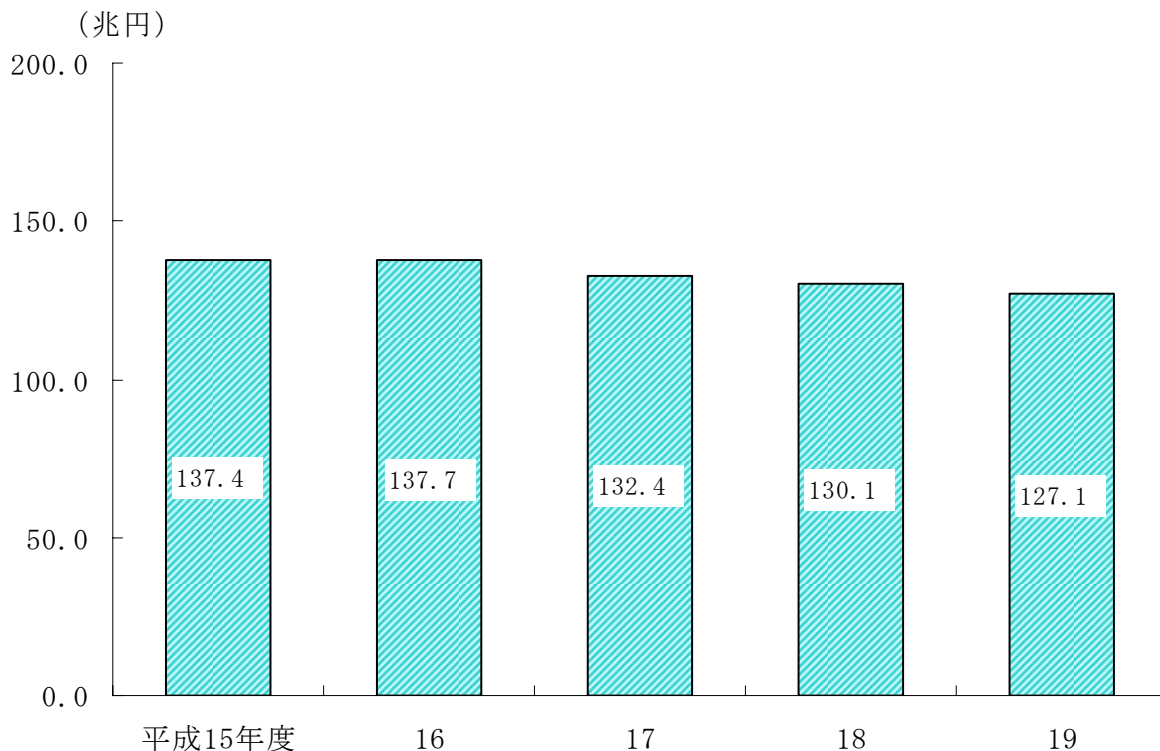
	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残	
	保険料収入	国庫負担	運用収入			
平成15年度	293,543	192,425	41,045	22,884	296,855	△ 3,312
16	309,140	194,537	42,792	16,125	306,631	2,509
17	300,685	200,584	45,394	10,776	353,284	△ 52,598
18	297,954	209,835	48,285	7,454	320,994	△ 23,040
19	299,463	219,691	51,659	4,344	329,875	△ 30,412

注 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等を控除した額である。なお、平成17年

度以降における収入合計は、さらに積立金からの受入を控除した額である。

- 平成19年度末現在の厚生年金保険の積立金は127兆1千億円（簿価ベース）となっている。

図10 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

2. 預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた時価ベースの積立金額は、平成15年度末約135.9兆円、平成16年度末約138.2兆円、平成17年度末約140.3兆円、平成18年度末約139.8兆円、平成19年度末約130.2兆円である。

（出所：「平成19年度 年金積立金運用報告書」）

3. 財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成15年度4.91%、平成16年度2.73%、平成17年度6.82%、平成18年度3.10%、平成19年度△3.54%である。

（出所：「平成19年度 年金積立金運用報告書」）

## V. 政府管掌健康保険

### (1) 適用状況

- 平成19年度末現在の適用事業所数は158万事業所であり、前年度末に比べて3万4千事業所（2.2%）増加している。
- 被保険者数は、平成19年度末現在で1,981万人となっており、前年度末に比べ30万6千人（1.6%）増加している。男女別にみると、男子は1,235万人（対前年度末比14万4千人、1.2%増）、女子は746万人（対前年度末比16万1千人、2.2%増）となっている。
- 被扶養者数は、平成19年度末現在で1,649万人となっており、前年度末に比べ5万人（0.3%）増加している。男女別にみると、男子は531万人（対前年度末比3万人、0.6%増）、女子は1,118万人（対前年度末比2万人、0.2%増）となっている。
- 標準報酬月額平均は、平成19年度末現在で28万5千円（男子32万6千円、女子21万8千円）であり、前年度末に比べ0.8%増である。
- 標準賞与額の1回あたりの平均は、平成19年度で32万3千円（男子36万4千円、女子25万9千円）であり、前年度に比べ0.7%増である。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成19年度末現在で6万1千人であり、前年度末に比べ8千人（14.3%）増加している。

表 17 政府管掌健康保険の適用状況の推移

(年度末現在)

	事業所数 (万)	被保険者 (万人)			被扶養者 (万人)			育児休業 免除者 (人)	
		総数	男子	女子	総数	男子	女子		
実 数	平成15年度	149	1,882	1,184	697	1,671	534	1,137	36,573
	16	150	1,893	1,191	702	1,669	536	1,133	40,133
	17	152	1,916	1,201	715	1,649	530	1,120	47,251
	18	155	1,950	1,220	730	1,644	528	1,116	53,551
	19	158	1,981	1,235	746	1,649	531	1,118	61,196
伸 び 率 %	平成15年度	△ 0.5	0.0	△ 0.2	0.5	△ 2.0	△ 1.8	△ 2.0	8.7
	16	0.7	0.6	0.6	0.7	△ 0.1	0.3	△ 0.3	9.7
	17	1.1	1.2	0.8	1.8	△ 1.2	△ 1.1	△ 1.2	17.7
	18	2.2	1.8	1.6	2.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	13.3
	19	2.2	1.6	1.2	2.2	0.3	0.6	0.2	14.3

(年度末現在)

(年度累計)

	標準報酬月額の平均 (円)	標準賞与額の1回当たりの平均 (円)					
		総数	男子	女子			
実 数	平成15年度	284,274	325,133	214,902	316,990	355,367	255,794
	16	283,624	323,906	215,295	314,863	353,162	253,401
	17	283,466	323,640	215,952	318,303	356,857	256,025
	18	283,218	323,219	216,358	321,050	360,109	257,628
	19	285,468	326,415	217,711	323,395	363,542	258,599
伸 び 率 %	平成15年度	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.2	・	・	・
	16	△ 0.2	△ 0.4	0.2	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.9
	17	△ 0.1	△ 0.1	0.3	1.1	1.0	1.0
	18	△ 0.1	△ 0.1	0.2	0.9	0.9	0.6
	19	0.8	1.0	0.6	0.7	1.0	0.4

注1. 標準報酬月額の平均には、任意継続被保険者を含む。

2. 標準賞与額の1回当たりの平均には、任意継続被保険者を含まない。

## (2) 給付状況

- 平成19年度の保険給付費は総額で4兆2,373億円となり、前年度に比べて4.4%の増加となっている。
- 保険給付費のうち、診療費（薬剤支給及び入院時食事療養・生活療養費は含んでいない。）は3兆978億円で、前年度に比べ5.3%の増加となっている。
- 診療費について入院、入院外、歯科別に内訳をみると、入院1兆1,095億円、入院外1兆5,698億円、歯科4,186億円となっており、前年度に比べて入院11.8%増加、入院外2.4%増加、歯科0.6%増加となっている。
- 薬剤支給は5,762億円で、前年度に比べて9.8%の増加となっている。

表 18 政府管掌健康保険の保険給付費の推移

(単位：億円)

		保 険 給 付 費 計							
		医 療 給 付 費						うち 薬剤支給	うち 入院時食事療養・生活療養費
		う ち 診 療 費			計	入院	入院外		
		計	入院	入院外				歯科	
実 数	平成15年度	37,919	34,732	28,268	9,502	14,587	4,179	4,219	521
	16	38,861	35,640	28,555	9,436	14,916	4,204	4,595	505
	17	40,032	36,769	29,189	9,636	15,312	4,241	5,004	496
	18	40,586	37,242	29,421	9,925	15,334	4,162	5,249	375
	19	42,373	38,850	30,978	11,095	15,698	4,186	5,762	369
伸 び 率 %	平成15年度	△ 6.6	△ 6.7	△ 9.7	△ 12.5	△ 6.7	△ 13.2	4.5	△ 7.7
	16	2.5	2.6	1.0	△ 0.7	2.3	0.6	8.9	△ 3.1
	17	3.0	3.2	2.2	2.1	2.7	0.9	8.9	△ 1.8
	18	1.4	1.3	0.8	3.0	0.1	△ 1.9	4.9	△ 24.3
	19	4.4	4.3	5.3	11.8	2.4	0.6	9.8	△ 1.6

注1. 「薬剤支給」欄には、院外処方に係る分を計上している。

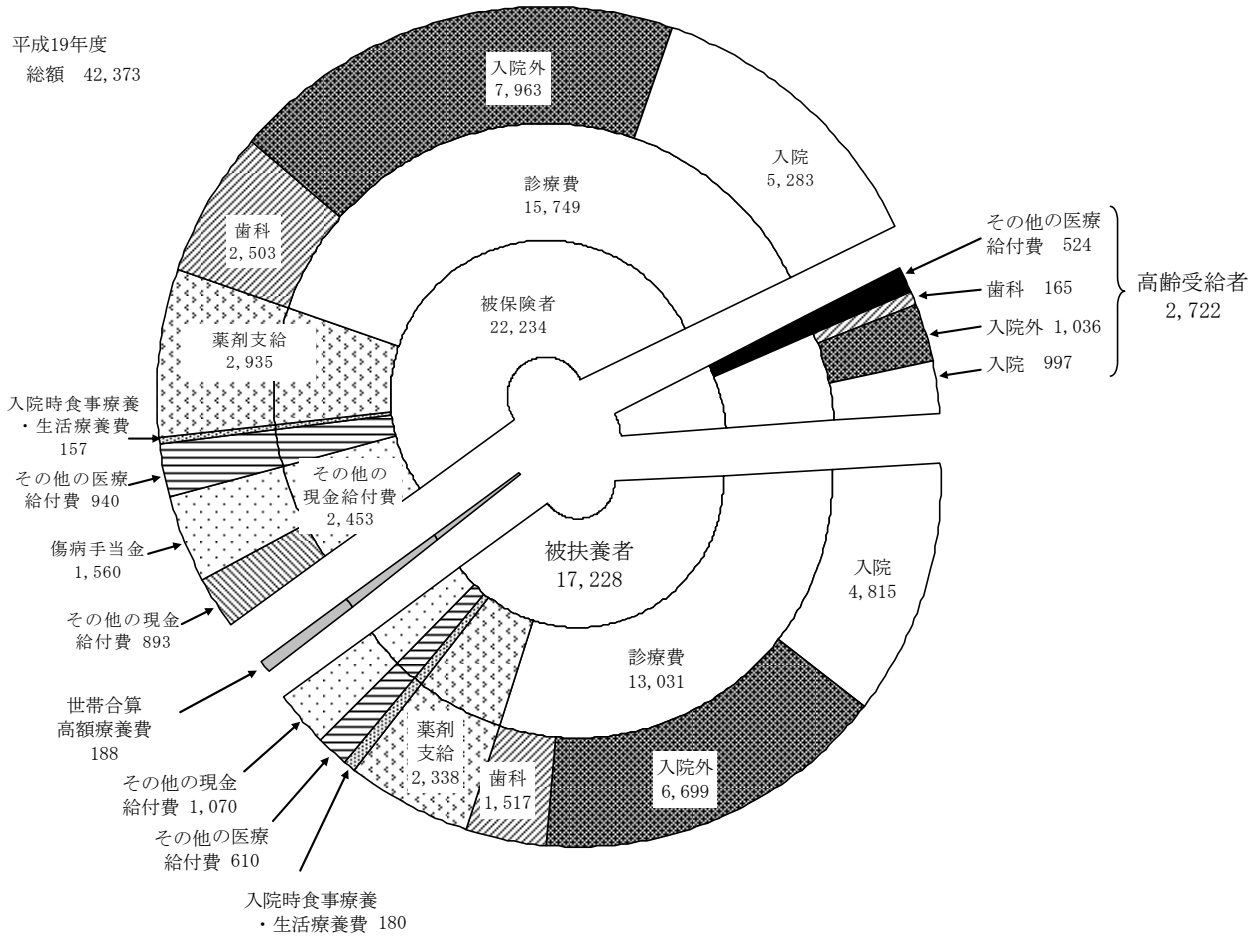
2. 入院時生活療養費は、平成18年10月に導入された。

3. 「診療費」の「計」、「入院」欄の平成19年度には、限度額適用認定証によって現物給付化された、70歳未満の入院に係る高額療養費を含めて計上している。平成19年度に70歳未満の入院に対して現物給付された高額療養費は、平成18年度から約800億円増えており、この影響を除いた伸び率は、「計」で2.6%、「入院」で3.7%である。

○ 保険給付費の内訳を被保険者・被扶養者・高齢受給者別にみると、被保険者は2兆2,234億円、被扶養者は1兆7,228億円、高齢受給者は2,722億円となっている。前年度と比べて、被保険者は4.5%増加、被扶養者は2.2%増加となっている。

図 11 政府管掌健康保険の保険給付の内訳

(単位：億円)



(参考資料1)

都道府県別に見た社会保険事業の給付の規模

(平成19年度)

都道府県名	金 額			(参考) 県民 (国民) 所得	県民 (国民) 所得比		
	年 金	医 療	合 計		年 金	医 療	合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
全 国	40,995,926	4,265,845	45,261,771	374,768,200	10.9	1.1	12.1
北海道	1,762,937	248,495	2,011,432	13,792,369	12.8	1.8	14.6
青森	385,469	54,261	439,730	3,475,241	11.1	1.6	12.7
岩手	431,023	52,797	483,819	3,224,704	13.4	1.6	15.0
宮城	675,085	85,467	760,552	6,158,004	11.0	1.4	12.4
秋田	374,727	48,969	423,696	2,646,841	14.2	1.9	16.0
山形	395,419	47,240	442,659	2,985,335	13.2	1.6	14.8
福島	635,360	80,328	715,688	5,771,566	11.0	1.4	12.4
茨城	850,035	70,602	920,637	8,449,933	10.1	0.8	10.9
栃木	585,717	60,141	645,859	6,256,067	9.4	1.0	10.3
群馬	638,000	65,237	703,236	5,903,114	10.8	1.1	11.9
埼玉	2,084,344	131,190	2,215,534	20,940,880	10.0	0.6	10.6
千葉	1,869,627	109,987	1,979,614	17,987,177	10.4	0.6	11.0
東京	3,749,074	313,622	4,062,695	61,020,110	6.1	0.5	6.7
神奈川	2,864,886	163,868	3,028,754	28,754,894	10.0	0.6	10.5
新潟	851,225	96,932	948,157	6,612,736	12.9	1.5	14.3
富山	442,652	49,138	491,791	3,344,842	13.2	1.5	14.7
石川	405,166	55,760	460,926	3,288,019	12.3	1.7	14.0
福井	293,308	36,751	330,059	2,308,738	12.7	1.6	14.3
山梨	257,187	27,740	284,927	2,440,906	10.5	1.1	11.7
長野	808,912	70,342	879,254	6,103,786	13.3	1.2	14.4
岐阜	711,460	81,495	792,954	6,025,691	11.8	1.4	13.2
静岡	1,346,358	112,652	1,459,011	12,868,400	10.5	0.9	11.3
愛知	2,297,618	248,072	2,545,690	25,645,144	9.0	1.0	9.9
三重	651,760	58,902	710,663	5,979,857	10.9	1.0	11.9
滋賀	446,495	43,999	490,494	4,655,442	9.6	0.9	10.5
京都	863,503	99,286	962,789	7,863,731	11.0	1.3	12.2
大阪	2,791,814	335,359	3,127,173	27,174,222	10.3	1.2	11.5
兵庫	1,962,201	177,901	2,140,102	16,109,311	12.2	1.1	13.3
奈良	472,006	45,610	517,616	3,811,245	12.4	1.2	13.6
和歌山	351,383	36,795	388,178	2,740,549	12.8	1.3	14.2
鳥取	209,244	27,940	237,184	1,463,218	14.3	1.9	16.2
島根	282,019	33,419	315,438	1,794,754	15.7	1.9	17.6
岡山	728,038	93,709	821,747	5,472,839	13.3	1.7	15.0
広島	1,056,280	126,982	1,183,263	8,896,619	11.9	1.4	13.3
山口	619,843	57,483	677,326	4,276,293	14.5	1.3	15.8
徳島	259,925	36,574	296,499	2,169,413	12.0	1.7	13.7
香川	376,621	48,235	424,856	2,742,621	13.7	1.8	15.5
愛媛	512,290	60,671	572,961	3,631,280	14.1	1.7	15.8
高知	268,567	32,691	301,258	1,712,801	15.7	1.9	17.6
福岡	1,590,238	233,672	1,823,910	13,467,999	11.8	1.7	13.5
佐賀	269,590	38,400	307,990	2,135,554	12.6	1.8	14.4
長崎	472,650	59,600	532,249	3,165,292	14.9	1.9	16.8
熊本	551,382	77,214	628,595	4,403,183	12.5	1.8	14.3
大分	386,901	55,095	441,995	3,127,561	12.4	1.8	14.1
宮崎	348,630	49,365	397,995	2,468,024	14.1	2.0	16.1
鹿児島	536,556	72,478	609,034	3,979,294	13.5	1.8	15.3
沖縄	254,288	53,378	307,665	2,858,381	8.9	1.9	10.8
その他	18,115	・	18,115	・	・	・	・

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金（福祉年金を含む。）受給者の年金総額（平成19年度末現在）である。新法船員保険の職務上を除く。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費（平成19年度）であり、そのうち診療費及び薬剤支給については医療機関の所在する都道府県に計上、それ以外は各社会保険事務所の所在する都道府県に計上している。

3. 県民（国民）所得については、全国は平成19年度の国民所得であり、各都道府県は平成18年度の県民所得である。

(参考資料2)

国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率

(年度末現在)

都道府県名	全額免除割合		納付率	
	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度
全 国	25.8	25.3	63.9	66.3
北海道	32.5	32.2	62.4	66.3
青森	32.3	31.8	61.8	63.9
岩手	28.9	27.4	73.8	74.8
宮城	26.9	26.0	62.2	65.1
秋田	30.4	29.2	76.0	78.0
山形	25.1	23.8	74.9	75.7
福島	28.2	27.1	67.2	67.7
茨城	22.4	21.5	60.9	62.8
栃木	23.3	22.7	62.3	64.0
群馬	23.0	22.3	68.4	69.7
埼玉	19.1	18.7	61.0	63.2
千葉	19.5	19.5	61.2	63.6
東京	19.1	19.5	59.2	61.2
神奈川	19.0	19.0	62.0	64.6
新潟	25.6	25.0	76.0	78.0
富山	23.1	22.2	74.6	75.6
石川	25.0	23.9	74.5	76.1
福井	24.4	23.3	75.6	77.6
山梨	26.1	24.7	73.0	73.2
長野	23.2	23.9	74.0	76.8
岐阜	20.5	20.6	73.1	76.0
静岡	20.0	19.7	68.1	70.8
愛知	20.2	19.8	66.4	68.7
三重	23.2	22.3	71.0	73.4
滋賀	26.6	25.6	70.8	72.6
京都	31.7	29.5	64.8	65.4
大阪	29.2	28.1	54.4	57.2
兵庫	30.1	30.4	62.9	65.7
奈良	30.5	30.4	67.3	69.7
和歌山	32.3	30.6	71.5	72.0
鳥取	33.5	33.3	72.9	75.7
島根	30.6	29.7	77.6	79.6
岡山	30.9	31.0	67.1	69.5
広島	27.9	26.9	67.6	69.4
山口	31.1	30.2	71.7	73.1
徳島	32.1	32.4	66.6	70.0
香川	29.0	29.5	72.7	76.7
愛媛	34.5	33.6	73.1	75.6
高知	35.7	34.9	68.3	70.9
福岡	36.1	34.6	63.2	66.5
佐賀	30.9	30.6	68.7	71.2
長崎	31.3	29.7	59.7	62.4
熊本	28.9	27.3	64.7	67.1
大分	36.1	34.1	69.2	69.1
宮崎	33.0	30.8	63.3	64.3
鹿児島	37.5	36.4	63.9	66.7
沖縄	43.3	40.7	42.8	45.7

注 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請（全額）免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者）が第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合である。



(参考資料3)

老齡年金都道府県別受給者数及び平均年金月額

(平成19年度末現在)

都道府県名	国民年金		厚生年金保険	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	22,872,066	53,602	11,724,803	161,059
北海道	1,025,467	53,436	465,726	152,711
青森	303,249	48,851	93,920	137,454
岩手	306,702	52,096	114,118	139,776
宮城	428,513	51,224	187,504	155,296
秋田	279,930	50,762	99,417	137,038
山形	283,348	51,987	113,357	137,379
福島	424,946	51,603	183,160	142,639
茨城	541,027	51,151	237,150	160,107
栃木	372,247	51,472	166,943	154,149
群馬	390,552	53,080	183,941	153,001
埼玉	1,114,375	52,555	604,415	172,167
千葉	1,002,465	52,998	523,814	177,140
東京	1,962,802	53,587	994,547	177,712
神奈川	1,344,804	54,167	802,070	184,617
新潟	514,102	53,733	259,491	145,186
富山	228,047	56,792	142,604	150,307
石川	214,532	56,059	125,439	148,704
福井	160,251	55,928	97,728	144,105
山梨	180,747	50,967	67,683	149,682
長野	460,985	55,633	252,115	147,045
岐阜	405,711	55,217	208,226	155,899
静岡	714,482	54,943	416,680	157,231
愛知	1,161,902	54,567	689,138	168,289
三重	359,749	55,867	194,599	157,487
滋賀	234,948	54,714	133,696	163,004
京都	466,526	53,447	246,686	163,861
大阪	1,428,509	52,611	815,809	167,704
兵庫	978,660	54,128	556,766	172,122
奈良	263,301	52,668	126,482	176,317
和歌山	226,018	50,877	93,776	155,764
鳥取	122,228	55,800	65,977	137,550
島根	169,260	55,955	86,575	138,036
岡山	378,398	57,370	233,615	149,598
広島	511,588	56,678	325,442	157,489
山口	315,300	56,539	181,431	157,417
徳島	166,441	52,533	79,832	136,806
香川	200,544	57,611	117,309	148,690
愛媛	306,729	53,954	149,038	145,642
高知	173,848	52,822	78,439	138,457
福岡	828,749	53,623	466,716	156,481
佐賀	170,235	55,110	75,441	140,669
長崎	295,717	52,068	122,846	151,825
熊本	379,021	53,241	147,692	138,906
大分	252,207	52,337	110,419	142,831
宮崎	234,467	54,815	95,501	134,225
鹿児島	371,392	53,809	133,953	139,104
沖縄	205,357	52,542	51,992	142,061
その他	11,688	30,470	5,585	160,040

注1. 国民年金は旧法国民年金老齡年金受給者と新法老齡基礎年金の受給者の合計であり、老齡基礎年金受給者は被用者年金を上乗せしている者を含む。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。



(参考資料4)

年齢別 老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成19年度末現在)

年 齢	国民年金		厚生年金保険	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	人	円	人	円
合 計	23,031,032	53,552	12,596,104	157,657
59歳以下	.	.	12,706	162,986
60	88,000	32,494	615,906	84,541
61	114,829	30,776	669,807	101,681
62	102,055	34,239	483,023	106,059
63	153,507	34,725	623,700	160,107
64	198,701	35,848	703,949	161,548
小 計	657,092	34,000	3,096,385	124,334
65	1,384,743	55,943	667,795	167,800
66	1,599,314	55,773	736,660	165,740
67	1,469,583	56,866	660,225	164,478
68	1,310,395	56,940	578,258	164,383
69	1,212,449	56,901	530,465	164,948
小 計	6,976,484	56,452	3,173,403	165,531
70	1,378,718	57,180	592,789	165,391
71	1,318,870	56,979	549,449	166,446
72	1,335,911	56,875	544,514	167,285
73	1,229,699	56,687	483,099	167,557
74	1,174,574	56,331	448,191	167,199
小 計	6,437,772	56,826	2,618,042	166,715
75	1,189,871	55,907	440,624	168,956
76	1,089,367	55,411	393,199	171,048
77	973,186	55,575	377,231	175,382
78	876,832	54,860	338,011	177,957
79	839,742	53,976	320,343	178,701
小 計	4,968,998	55,222	1,869,408	173,990
80	746,878	53,147	281,294	180,462
81	701,198	52,239	260,251	181,553
82	296,876	45,627	232,286	178,963
83	267,757	43,852	194,317	175,765
84	250,535	42,204	164,115	171,388
小 計	2,263,244	49,568	1,132,263	178,284
85歳以上	1,727,442	37,496	693,897	158,416

注1. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せしている者を含む。

2. 厚生年金保険の平均年金額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

(参考資料5)

### 国民年金 男女別年金額階級別老齢年金受給権者数

(平成19年度末現在)

年金額	総数			基礎のみ・旧国年(再掲)		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	人 23,031,032	人 9,904,648	人 13,126,384	人 8,956,677	人 2,215,730	人 6,740,947
万円以上 万円未満						
～ 12	127,947	15,725	112,222	57,198	1,463	55,735
12 ～ 24	363,285	124,625	238,660	159,996	14,613	145,383
24 ～ 36	1,197,410	237,810	959,600	767,084	96,520	670,564
36 ～ 48	3,618,972	763,213	2,855,759	2,478,560	474,681	2,003,879
48 ～ 60	3,178,220	844,869	2,333,351	1,504,334	348,957	1,155,377
60 ～ 72	3,968,995	1,445,476	2,523,519	1,411,685	325,892	1,085,793
72 ～ 84	9,405,573	6,122,131	3,283,442	2,051,401	808,358	1,243,043
84 ～	1,170,630	350,799	819,831	526,419	145,246	381,173
平均 (円)	642,630	704,393	596,025	577,079	636,130	557,669

注 「基礎のみ・旧国年(再掲)」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給権者をいう。

(平成18年度末現在)

年金額	総数			基礎のみ・旧国年(再掲)		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	人 22,007,125	人 9,410,123	人 12,597,002	人 9,017,684	人 2,256,458	人 6,761,226
万円以上 万円未満						
～ 12	131,097	33,936	97,161	58,121	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	120,345	237,337	163,109	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	224,884	973,022	807,681	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	760,663	2,874,622	2,571,158	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	812,579	2,227,078	1,527,467	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	1,330,144	2,342,945	1,377,402	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	5,797,531	3,089,629	2,007,366	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	330,041	755,208	505,380	141,354	364,026
平均 (円)	638,427	701,885	591,023	571,690	630,388	552,101

注 「基礎のみ・旧国年(再掲)」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給権者をいう。

(参考資料6)

## 厚生年金保険 男女別年金額階級別老齢年金受給権者数

(年度末現在)

年 金 額	平成19年度			平成18年度		
	合 計	男 子	女 子	合 計	男 子	女 子
合 計	人 12,596,104	人 8,645,642	人 3,950,462	人 11,984,116	人 8,232,164	人 3,751,952
万円以上 万円未満						
～ 1 2	59	24	35	34	14	20
1 2～ 2 4	12,261	491	11,770	11,550	268	11,282
2 4～ 3 6	56,583	6,130	50,453	42,683	3,353	39,330
3 6～ 4 8	74,615	28,153	46,462	51,299	15,135	36,164
4 8～ 6 0	91,920	52,013	39,907	58,446	28,361	30,085
6 0～ 7 2	173,391	71,275	102,116	128,538	39,467	89,071
7 2～ 8 4	270,504	96,682	173,822	217,154	55,935	161,219
8 4～ 9 6	482,895	128,797	354,098	417,347	79,846	337,501
9 6～ 1 0 8	751,101	172,137	578,964	676,817	116,539	560,278
1 0 8～ 1 2 0	814,434	223,706	590,728	726,941	163,439	563,502
1 2 0～ 1 3 2	816,450	286,585	529,865	731,650	224,383	507,267
1 3 2～ 1 4 4	748,253	350,321	397,932	672,708	291,749	380,959
1 4 4～ 1 5 6	679,077	395,023	284,054	615,040	343,713	271,327
1 5 6～ 1 6 8	609,440	407,938	201,502	563,361	370,593	192,768
1 6 8～ 1 8 0	543,641	395,089	148,552	520,003	377,947	142,056
1 8 0～ 1 9 2	507,531	396,837	110,694	496,384	390,124	106,260
1 9 2～ 2 0 4	516,013	431,746	84,267	506,743	425,499	81,244
2 0 4～ 2 1 6	543,241	478,774	64,467	533,761	471,472	62,289
2 1 6～ 2 2 8	580,111	531,054	49,057	573,085	524,875	48,210
2 2 8～ 2 4 0	613,248	575,560	37,688	610,192	572,850	37,342
2 4 0～ 2 5 2	638,527	609,523	29,004	641,493	612,640	28,853
2 5 2～ 2 6 4	641,370	619,766	21,604	650,223	628,625	21,598
2 6 4～ 2 7 6	609,532	593,552	15,980	625,929	610,035	15,894
2 7 6～ 2 8 8	543,509	532,109	11,400	566,683	555,241	11,442
2 8 8～ 3 0 0	429,626	422,245	7,381	452,300	444,889	7,411
3 0 0～ 3 1 2	302,467	297,922	4,545	317,782	313,235	4,547
3 1 2～ 3 2 4	207,949	205,859	2,090	218,456	216,386	2,070
3 2 4～ 3 3 6	140,347	139,423	924	148,399	147,496	903
3 3 6～ 3 4 8	89,392	88,976	416	94,840	94,432	408
3 4 8～ 3 6 0	49,800	49,585	215	52,895	52,688	207
3 6 0～	58,817	58,347	470	61,380	60,935	445
平 均 (円)	1,891,889	2,174,710	1,272,931	1,947,610	2,250,544	1,282,941

注 平均年金額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

(参考資料7)

## 離婚に伴う保険料納付記録分割制度について

- 平成19年4月1日以後に離婚した場合、その婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を当事者間で合意した割合に基づき分割することができる分割制度が平成19年4月1日に施行された。この制度により実際に記録を改定された被保険者及び年金受給権者は平成19年度中で約9千件となっている。

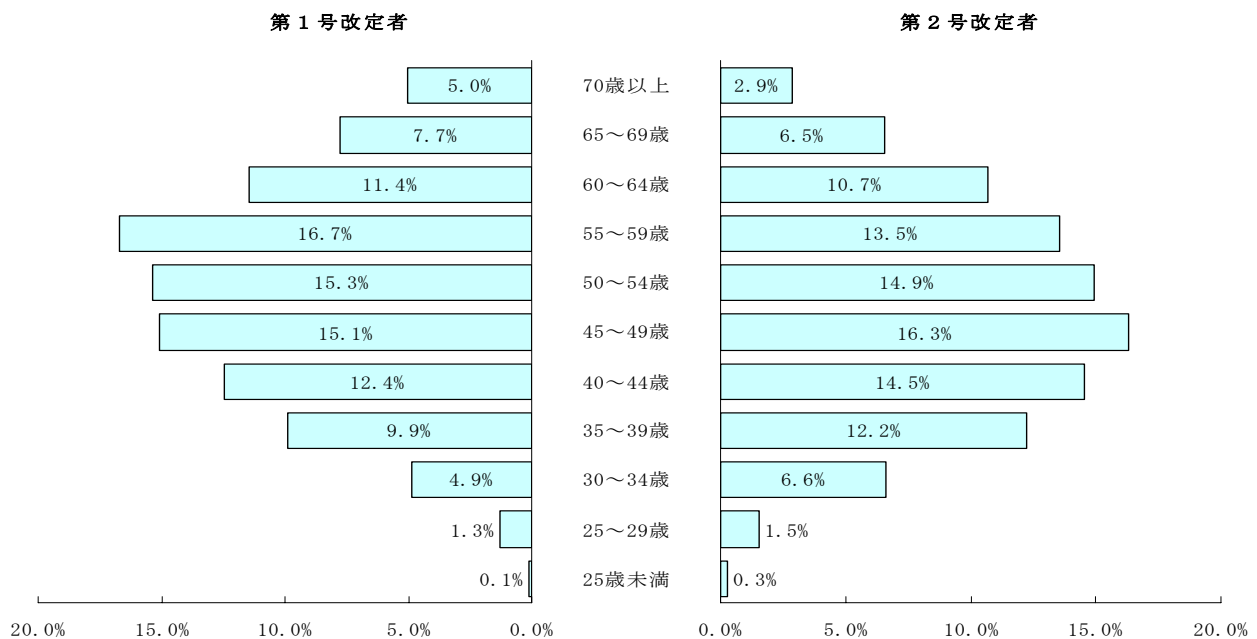
### 離婚に伴う保険料納付記録分割件数

	分割件数	(参考) 離婚数 (注)
平成19年度	8,634件	260,063組

注 「人口動態統計速報（平成20年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。

- 分割改定者の年齢構成をみると、第1号改定者は50代後半、第2号改定者は40代後半に最も集中している。

### 分割改定者 年齢別状況



注 本文中及び図中にある第1号改定者・第2号改定者について

第1号改定者：当事者間のうち納付記録の分割をした者

第2号改定者：当事者間のうち納付記録の分割を受けた者

- 分割改定者の分割対象期間別の状況を見ると、20年以上25年未満の期間が最も高くなっている。

### 分割改定者 分割対象期間別状況

分割対象期間	以上 未満	5年 ～5年	10年 ～10年	15年 ～15年	20年 ～20年	25年 ～25年	30年 ～30年	35年 ～35年	40年	
分割改定者の割合		2.7%	8.5%	12.5%	13.5%	16.4%	14.7%	13.1%	10.6%	7.8%

- また納付記録の分割割合においては、当事者間の合意または裁判手続きにより50%を上限として定める事となっている。平成19年度中の分割改定者においては全体の9割以上が上限である50%で改定を行っている。

### 分割改定者 按分割合別状況

按分割合	～10%未満	～20%未満	～30%未満	～40%未満	～50%未満	50%
分割改定者の割合	0.1%	0.2%	0.9%	2.4%	4.6%	91.9%

- 分割改定を受けた老齢年金受給権者の平成19年度平均年金月額の変動前後の状況を見ると、第1号改定者において約4万3千円の減少、第2号改定者においては約4万円の増加となっている。ただし制度施行初年度であり対象となる受給権者が少なく（第1号改定者・第2号改定者合わせて約3千人）、また分割改定を受けていても年金受給年齢に達していない者もいるため、今回の統計のみで判断せずに今後の動向を観察する必要がある。

### 厚生年金保険老齢年金受給権者 分割改定前後の平均年金月額状況

(単位：円)

	第1号改定者			第2号改定者		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
平均年金月額	173,354	130,267	△ 43,088	42,045	82,318	40,273

注 平均年金月額は基礎年金額を含む。